

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医 務 主 管 課
衛 生 主 管 課
介 護 保 険 主 管 課 御 中
各 都 道 府 県 ・ 政 令 市 精 神 保 健 福 祉 主 管 課
各 都 道 府 県 災 害 救 助 担 当 主 管 課

厚生労働省老健局 総 務 課
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 8 年熊本地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の
使用料等の取扱いに関する Q & A について

令和 8 年熊本地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いについて、別添のとおり「令和 8 年熊本地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関する Q & A」を作成しましたので、管内市町村、関係団体等に周知されますようお願いいたします。

本取扱いについては、内閣府（防災担当）に協議済みであることを申し添えます。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係
電話：03-5253-1111（内線：2164、2260）

(別添)

令和8年熊本地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の 使用料等の取扱いに関するQ&A

令和8年8月18日

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

問1 介護報酬の枠外である利用者の室料及び食費等に関する負担の取扱いについて、災害救助法における国庫負担の対象経費となるのか。

(答)

都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用については、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象経費となり得る。

問2 補足給付を受給している者に対する応急救助に要する費用についても災害救助法における国庫負担の対象経費となるのか。

(答)

問1のとおり、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用については、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。そのため、避難者が補足給付対象者であるか否かは関係なく、一律に災害救助法における国庫負担の対象経費となり得る。

問3 補足給付を受給している者については、災害救助法における国庫負担の対象額をどのように算定するのか。

(答)

補足給付は、低所得の方の負担軽減のため、本人からの申請に基づき、食費や居住費に関し、負担限度額を設け、基準費用額との差額を給付しているものである。

災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。

そのため、請求に応じ、両者から必要な額が支給されることとなる。

補足給付の対象者に係る災害救助法における国庫負担の対象額の算定においては、避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助に要した実費が対象となるものであるため、補足給付支給額を控除すること。

問4 利用者について、今回の震災を原因として要件の確認が遅れたため、後に補足給付の申請要件を満たしていることが判明したことから、特段の事情があると保険者で判断し、申請後、利用月に遡って支給した場合、災害救助法における国庫負担と調整する必要性はあるのか。

(答)

災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。

そのため、請求に応じ、両者から必要な額が支給されることとなる。

補足給付の対象者に係る災害救助法における国庫負担の対象額の算定においては、避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助に要した実費が対象となるものであるため、補足給付支給額を控除すること。

問5 避難者が、一時的な避難の期間中に介護保険による介護サービスを受けるため、福祉避難所として開設された介護保険施設等と契約を行った場合も、応急救助に要する費用は災害救助法における国庫負担の対象経費となるか。

(答)

緊急入所等により介護保険施設等と契約を行った場合、介護保険法に基づく介護保険サービスを優先して行い、その範囲内で対応できない部分については災害救助法により対応することを基本とするが、介護保険サービスの提供が困難な急迫した事情がある場合には、災害救助法による必要な救助の実施を妨げるものではない。

このため、避難者が緊急入所等により介護保険施設等と契約を行った場合であっても、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した際には、その応急救助に要する費用は、災害救助法における国庫負担の対象となり得るが、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。